

那須塩原市手話言語条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市及び関係者の責務や役割を明らかにし、もって全ての人々が相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者等 ろう者（手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者）をはじめ、聴覚等に障害のある者で手話を必要とするものをいう。
- (2) 市民等 市内に在住し、在勤し、又は在学する者及び活動する個人又は団体をいう。
- (3) 事業者 市内において、商業、工業、金融業その他の事業を行う法人その他の団体又は事業を行う個人をいう。
- (4) 関係団体 ろう者等又は手話に関わりのある活動を行う団体をいう。

（手話の意義）

第3条 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）において言語とされている手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に考えを表現するものであって、ろう者が他者とのコミュニケーションを図り、相互の気持ちを理解し、知識を蓄え文化を創造するために必要なものとして、大切に伝承され、かつ、育くまれてきたものである。

（基本理念）

第4条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者等が手話による意思疎通を図る権利を有することを理解し、全ての人が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及に必要な施策を総合的かつ計画的に推進することをその責務とする。

2 市は、前項の責務を果たすために、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 手話による情報の取得及び手話を使いやすい環境づくりに関する施策
- (2) 手話の習得に関する支援その他の意思疎通の円滑化に資する施策
- (3) 手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための広報及び啓発活動に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

3 市は、第1項の規定による施策の推進に当たっては、市が別に定める障害者の福祉に関する計画との整合性を図るものとする。

4 市は、第2項の施策の実施に関し、ろう者等、関係団体その他の必要な者の意見を聴くものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、第4条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、市が前条第2項の規定により実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、第4条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、ろう者等が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に

努めるものとする。

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、第4条に定める基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、市が第5条第2項の規定により実施する施策を積極的に支援し、協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。